

一関市中小企業振興資金臨時補助金

対象者 一関市中小企業振興資金の利用者で、以下の★かつ①又は②の要件を満たす者

★必須条件

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している事業者

…令和2年2月1日から令和3年1月31日の間に、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下、「売上高等」という。）が前年同月に比して15パーセント以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15パーセント以上減少することが見込まれる者



どちらかに該当

- ①令和元年度までに融資を受け、令和2年度以降も返済がある事業者
- ②令和2年4月1日から令和3年1月31日までに新規融資を受けた事業者

補助内容 令和2年4月1日から令和5年3月31日のあいだに金融機関へ支払った
利子及び保証料の全額を補助

申請方法 半期（上期4～9月・下期10～3月）ごとに市へ必要な書類を提出。

申請期間 ①上期：9月20日～10月17日 ②下期：3月1日～3月31日

- 提出書類**
- ①交付申請書兼請求書（様式は一関市ホームページからダウンロード出来ます）
 - ②融資契約書の写し ※前回申請した方で、契約変更のない方は提出不要
 - ③R4年4月～9月の支払額が確認できる書類（通帳の写し、支払証明等）
 - ④R2年2月～R3年1月の売上減少を証明する書類（危機関連保証の認定書等）
※前回申請した方は提出不要

【市HP】ホーム → 産業振興 → 中小企業向け支援・創業支援 → 中小企業振興資金利用者を支援します

その他 補助金交付後に、繰上償還等により返還金が発生した場合は、相当額を一関市に返金いただきます。（裏面参照）

お問い合わせ 一関市 商工労働部 商政課

電話：0191-21-8412 FAX：0191-31-3037

Mail：shosei@city.ichinoseki.iwate.jp

補給させていただいた保証料の返納（補助金の返還）について

市から補給した保証料の臨時補助金について、対象となる保証料が信用保証協会から事業者へ返戻があった場合、返戻された金額を事業者の皆さまから市に納付（返還）いただく必要があります。

これは、事業者の皆さまに対して返戻された金額が、補助金交付の対象外となり、市から事業者の皆さまに対して交付する根拠がなくなることによるものです。この場合、返戻された金額の全額を市に対して返還していただくことになります。

保証料が返戻される場合としては、当初の保証承諾期間が経過する前に、債務の全額または一部を繰上償還した場合や当初の償還期間を短縮する貸付条件の変更を行った場合等が該当し、この場合、市に対して、速やかに補助金再精算報告書を提出いただくこととなります。

補助金の返還について

Q1：補助金の再精算報告書はどのような場合に提出が必要か。

A：当初保証承諾期間中において、①債務の借入残高の一部または全部の繰上返済を行った場合や②貸付期間等の条件を変更した場合などにより保証料の一部の返戻金があり、それが中小企業振興資金臨時保証料補助金の対象として交付したものである場合。

Q2：再精算報告書を提出しない場合はどうなるのか。

A：市から補助金再精算報告書の提出依頼の連絡をさせていただきます。

Q3：再精算報告書提出後の手続は。

A：提出いただいた報告書に基づき、補助金の交付の決定の変更を行い、返納の手続きを進めさせていただきます。

Q4：再精算報告書の提出方法は。

A：再精算報告書に必要事項を記入、押印し「協会から返戻された保証料の金額が確認できる書類」の写しを添付のうえ、市商政課へ提出ください。